## 午前9時59分 開会

議長(山本一成君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ポタンを押し挙手を願います。順次、発言を許可いたします。 15番(松川峰生君) それでは、4点ほど議案質問をさせていただきます。

まず、市長の提案理由の中にもありましたけれども、今回新しく別府駅の方に駐輪場と 新しいトイレができるということで、この件につきましてお聞きをしたいと思います。

まず、この駅前を毎日あそこを1回は通るのですけれども、大変きれいなトイレと、今、 駐輪場ができております。おととい、工事中だったのですけれども、中を見せていただこ うかなと思ったのですけれども、ちょうどコンクリートをきれいにしているところで、入 ったら邪魔になるのではないかなということで外からトイレの方も見させていただきまし た。大変きれいなトイレで、今、「B—Passage」ですか、あの中に以前、トイレ が足らないということでお話がありまして、今回きれいなトイレができて、別府の玄関と してふさわしいトイレではないかな。ただ、これから少し心配するところもありますけれ ども、とりあえずは今回この駐輪場の費用、それからトイレが幾らぐらいの予算で組んだ のか、教えていただきたいと思います。

都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

まちづくり交付金を活用しまして、別府駅周辺地区を整備しておりますが、その一環として平成17年と19年に北側の高架下に駐輪場、今回、広場内に駐輪場、合わせまして3カ所を整備いたしました。3カ所の合計で、約5,180万円でございます。またトイレにつきましては、約2,670万円でございます。

15番(松川峰生君) 大変大きな金額を使って今回できます。今まで駐輪場の場合は、駅の真裏にちょうどタクシーがとまっているところにあって、見ばえも余りよくなかった、そのように感じたのですけれども、今回、高架下と、それから新しくできるところでその辺のところは払拭できるのではないかな、別府として、観光地として大変ふさわしいものではないかなと思います。

そこで、この条例の中の第8条、長期駐車の禁止というところがございます。この中で、 駐車場に継続して14日を超えて自転車等を駐車してはならないとうたっておりますけれ ども、この14日をもし超えた場合はどのような処理を考えておるのかを教えてください。 都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

14日を超えても駐車されたままになっている場合は、別府市地域環境美化条例に準じまして、放置自転車として扱います。

その後の14日後の処理でございますが、具体的にはまず撤去予告として警告書をすべての自転車等に取りつけます。警告書の内容は、14日後の日にちを入れまして、その日にちまで放置されていますと、移動、保管、処分等の措置を行います。また、いつも御利用の方は、この警告書を取り外してくださいというような文言を入れた警告書というふうになっております。14日後にそのままになっている自転車等につきましては、私どもの方で移動し、汐見町にあります別府市有地に保管いたします。保管の告示をいたしまして、その後6カ月間保管いたします。その間に、防犯登録番号で所有者がわからないかどうかということで警察署に照会したり、あるいはそのナンバープレートから所有者がわからないかどうかということで課税課の方に照会したり、あるいは学校名の入ったステッカー等で学校の方に照会を入れたりしながら、所有者の調査を行います。所有者が確認された自転事等につきましては、相手に引き取りの通知書を出します。

そういった一連の手続きを経て、告示後6ヵ月を経過いたしますと処分ということにな

ります。処分の内容は、使えるものはリサイクルし、使えないものは廃棄というふうになります。

15番(松川峰生君) 14日を超えたら、今、課長の方からお答えをいただきましたので、そういう形で順次いろんな処理がされていく。本来、自転車はそれぞれ自分の物であれば大事に使って、また持って帰るということなのですけれども、どの地域においてもこの放置自転車の問題はいろんなことが起きています。別府の場合は今そういうところで保管しますけれども、特に道路とか、そういうところで保管されますと、やはり安全上とか歩くときにいろんな問題が出るのではないかなと思いますけれども、ちなみに、この放置自転車は、昨年どのくらいあったのか、またバイクの方ももしわかれば教えてください。都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

昨年行いました処理状況について、御説明いたしたいと思います。昨年は1月31日に警告書を自転車358台、パイク95台、合計で453台に警告書を張りました。そのうち移動保管したいわゆる放置自転車等は、放置自転車は97台、パイクが5台、合わせて102台でした。その保管後の処理ですが、102台のうち引き渡し、所有者に引き渡しましたのが5台、リサイクルの方に回りましたのが19台、処分したのが74台、保留が4台というふうになっております。

15番(松川峰生君) 大変大きな台数358台、パイク95台、合計453台というお話がありましたけれども、その中で最終的には警告書で取ってきてくれて、リサイクルが19台、処分が74台ということで大変もったいない話なのですね。日本の自転車は大変外国でも評判がいい自転車で、中古。先般、よくニュースでも出ていましたけれども、自転車が大量に積まれて新潟港から隣の国に輸出されている。今はいろんな関係でよその国のそこには持っていけないのですけれども、中国船で運んでそちらに回るのではないかなというニュースもちらっと見ました。どちらにしてもせっかくできたものを、新しいものを壊すということ、その中にリサイクルとありましたけれども、ぜひこういうものをリサイクルして市民の方に、別府に来たときに無料で使っていただくということも今後また検討していただくと大変ありがたいかなと思います。

そこで、この放置自転車にする理由。いろんな理由があると思うのですけれども、今考えられる理由、また当局においてどういうふうなことが理由に上げられるか、わかる範囲でお答えいただければありがたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

放置自転車にする理由として、どんなことが考えられるかというような御質問でございます。憶測にはなりますが、例えば通学用に使用していた学生が卒業していた場合、あるいは通勤に使用していた方が何らかの理由で不要になったとか、そういった場合があるのかなというふうに考えております。

15番(松川峰生君) 学校を卒業した人あるいは通勤でもう使用しなくなった、ここからはモラルの問題になると思うのでなかなか難しいのですけれども、やはりこれもあわせて啓発していかなくてはいけないことではないかなと思います。

今回、駐輪場の中でも恐らくいろんな注意事項を書くと思うのです。しっかりとその辺のところは明記してあげて、少しでもそういうことがないように、行政の方からまた指導していくことが大事ではなかろうかなと思います。

そこで、この14日を認識するのが大変だと思いますけれども、基本的には今ステッカーですか、それは年に何回そういう措置をしているのか教えてください。

都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

放置自転車の措置回数でございますが、基本的には年1回行っております。

15番(松川峰生君) 今、年1回……。やはり年1回ですと、これから放置自転車が

蓄積、たまってくるのではないかなという心配がありますので、できれば行政の方が行って、今やっていると思います。大変いろんな仕事がふえて、その辺は人数もそんなにたくさん係でおるわけではないのですけれども、少なくとも例えば今よりかふやす。例えば年に3回するということ、もっと回数をふやせないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

措置回数を、もっとふやせないかというような御質問でございます。せっかく私どもが整備いたしましてきれいになった駐車場でございますので、気持ちよく皆様に使っていただくためにも、駐車場のそのときの空き状況等を考慮いたしまして、措置回数につきましては御指摘の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

15番(松川峰生君) ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、この駐車場が立っている敷地はJRの所有になっていると思うのですが、その借地料はどのようになっていますか。

都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

借地料についてございます。高架下の駐車場につきましては、公租公課分の借地料を払うようになっております。そういうことで公租公課分の借地料ということで借地料は約44万1,000円でございます。広場内の駐輪場につきましては、JR九州と広場内協定を結んでおりまして、その協定広場内での動きでございますので、借地料はかかりません。

15番(松川峰生君) どうも、ありがとうございました。せっかくできた駐輪場、しっかりと管理して、いい方向で、放置自転車がないように努めていただきたいなと思います。

それからトイレの方なのですが、ひとつ心配するのは、先ほど申し上げましたけれども、今いろんな公園でトイレがあります。せっかく公園緑地課の方でトイレをした後、次の日にもう汚れている、そういう話も多々聞きますし、私自身も見たことがあります。今回、駅前は皆さんが、一番お客様も来るところですから、心配はそのトイレですね。マナーをしっかりとして皆さんが使ってもらえば大きな問題はないと思うのですけれども、今後このトイレの清掃は、JR九州とどのような打ち合わせをしているのか。行政の方で毎日するのか。いやいや、そうではない。JRとの話し合いの中でどういう形で進めていくのか教えてください。

都市計画課長(内田一章君) お答えいたします。

西口駅前広場に建設いたしましたトイレの清掃についてでございますが、現在JR九州と別府駅駅前広場の管理運営に関する協定というのを協議中でございます。その中で管理していくようになりますが、トイレの清掃につきましては、別府市の方で毎朝1回清掃を行いまして、その後日中につきましては、JR九州の方で駅舎内のトイレも含めまして、あわせましてJR九州の方が巡回清掃するということになろうかと思います。

15番(松川峰生君) 別府の、ちょうどへその緒になるトイレになると思います。ぜ ひお客様が気持ちよく使えるトイレになるように、またJR九州とも打ち合わせをしなが ら進めていただければと思います。ありがとうございました。

次に35ページ、6款農業振興費の中の0381、有害鳥獣防止に要する経費220万が出ていますけれども、この内容について少し教えてください。

農林水産課長(梅木 武君) それでは、説明させていただきます。

これにつきましてはイノシシとシカの駆除に対する謝礼といいますか、報奨金でございます。最終的には決算見込みでございますけれども、イノシシが310頭、そしてシカが160頭、計470頭を見込んでおります。そして当初予算が250頭でしたので、その差額の220頭分220万円を今回お願いしてございます。

15番(松川峰生君) 私なんかは直接――大変多いのですね――見たことないのですけれども、やはり山間部では出てくるのだと思います。だんだん上の方に、えさがなければ、これからこちらの市街地にも出てくるのではないかなと思います。そういうところを含めて、ないように手配をしていただきたいと思いますけれども、どういう地域の方たちにこの予算を配分しているわけですか。

農林水産課長(梅木 武君) 捕獲につきましては捕獲班が行うこととされておりまして、別府市におきましては、イノシシ、シカを対象とする捕獲班が7班ございます。7班ございまして、人員的には現在64名でございます。あと、猿の捕獲が1班ございます。そして対象地域は市内一円。対象を絞りますと、そこから出たらもういけませんので、いわゆる各班ごとには市内全域ということで使用許可を出して、個別にはエリア的に1班はどこどこ中心という形で現在進めております。

15番(松川峰生君) なかなか、地域があっても、動物は勝手にそこにじっとしておるわけにはいきませんので、この班の方たちがお互いにまた連携をとるように行政の方で指導していただいて、人間に害がないように進めていただければなと思います。この項につきましては終わります。ありがとうございます。

最後に1点。49ページ、教育委員会。今回こちらに約137万7,000円の就学援助に対する給食費部分の増額が出ています。3点。まず前年対比、それから支払い方法、未納の状況ですが、大きな金額になっています。一番心配することは、今いろんな未納社会で滞納が多いのですね。この就学援助に対する滞納があるのかどうかを最終的には教えていただきたいのですが、まずは前年対比、支払い方法を教えてください。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

まず前年度に比べての違いでございますけれども、小学校からお知らせします。小学校では18年度の決算数字は、対象実施人員が741名で金額としては3,210万1,350円に対して、19年度決算見込額は、実人数720人、金額としましては3,233万6,300円を見込んでおります。金額においては前年度に比べて0.7%、わずかの増額になっております。また中学校関係におきましては、18年度決算数字は、実人数が440人、金額としましては1,989万8,295円に対して、19年度の決算見込みは、実人数が455名、金額としましては2,116万530円を見込んでおり、金額において6.34%の増加になっております。18年度と19年度を比べたこの増加につきましては、一つ目は、いわゆる扶養費の受給者がふえたという実態、もう1点は、扶養費を受ける世帯の受給期間、本来12カ月というような、動ける保護者もおりますし、いわゆる法養費を受ける世帯の増加ということでとらえていただきたいなと思っております。

それから2点目の支払い方法でございますけれども、この納入方法は本来は扶助費につきましては、保護者本人に支給が原則と考えておりますが、給食費という性格上、保護者より代理人専任の届け、いわゆる委任状の提出を同意した保護者のみから受け取り、校長口座へ直接支払う方式をとっております。別府市ではこのような、いわゆる校長口座への直接支払いに対し、保護者は全員校長口座へ入れてくださいというようなことであります。よって、別府市におきましては、この就学援助における給食費の未納ということはございません。

15番(松川峰生君) 別府の場合は今のところ100%その未納がない。小学校、中学校の校長の口座へ振り込むということで、それを聞いて安心いたしました。今いろいろな問題の中で、たくさんの未納問題が出てきますけれども、この就学援助につきましては、今課長の方から報告がありました。今後とも保護者の理解をいただいて、こういう状況になりましたら校長の口座に振り込んで、そして未納がないように努めていただくことをお

願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

19番(堀本博行君) それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

質問の項目が、財産活用課部分とそれから今やり取りがありました農林水産課部分、この2点に絞って質問をさせていただきます。

その前に、今、駐輪場の云々というお話がございました。私は一般質問でもお話を、やり取りを若干させていただこうと思っていたのですけれども、管理がJR側というのがちょっと気になるのですね。表、いわゆる駅前側もきれいに整備をされてモニュメントができて熊八さんの銅像というか、あれもできていますし、観光客の方がぱっと。私はよく、夜ずっと歩くのですけれどもね、あの辺を。おりてきた観光客みたいな方がぽっと出て、後ろから見て、「おお、これはウルトラマンか」とか何か言っていましたけれども、要するにああいうふうに目につくというのが非常に大事なことだと思うのです。それから裏側の駐輪場、三、四日前も駐輪場をちょっと視察をさせていただいたのですけれども、ヤマダ電機の側をうちが、役所が管理をして、1階部分と隣に、1階と2階部分に駐輪場ができています。また今回きれいに整備をされているというふうなことで、駐輪場の整備そのものはもう完璧にできたのではないかと思っています。

この管理がJRというのは、もちろんJRが悪いというわけではないのですけれども、 別府駅は玄関口ですから、別府の。JRの玄関口の一つですから、この管理をやっぱり役 所も、例えばシルバーの皆さんにお願いするとか、何とかした形できっちり、いつもきれ いにしておかないと非常に、整備はされたがトイレは汚いなという、こういうふうなこと になりかねないのではないかなという危惧がありますので、ぜひ検討していただきたいと 思います。

もう1点、駐輪場の件なのですけれども、大体新しくできたあの駐輪のところが大体100台ぐらいですかね、100台。それから今まであるところが200台、大体300から400ぐらいの駐輪ができるのではないですか、今回できれば。そうすると、それ以外の今まで天理教の下の、あそこはずっといつもバイクとか何とか、ああいうところを、別府の駅前周辺を駐輪禁止区域というような形で指定をしているところも多いのですね、今。駐輪場が整備されているところはですよ。今、別府としてもそういうような形にきっちりなりましたので、ぜひそういう方向で、もう質問しませんので、提案させていただきたいと思いますし、一般質問でも出していますから、時間があれば触れたいと思います。

それから、財産活用課部分の予算書の一般会計の中の土地売り払い収入の追加云々とございます。これの説明を、簡単にお願いします。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

今回、補正の追加額でございますが、本年度の土地売り払い収入が一応6,258万1,600円、こういったことでなっております。その中で主なものにつきましては、別府開発ビルへ売却しました4,625万6,100円、これは平米数に直しますと420.51平米になりますが、今回4,625万6,100円で売却いたしております。そして当初予算との関係から、今回補正追加額として3,258万1,000円を追加額として計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

19番(堀本博行君) 以前にも説明、前の議会でもありました。私は、市有地のあり方というふうなことで以前にも質問をさせていただいたのですけれども、市有地の活用、これをどういうふうな形で役所は考えているのか、市有地をどういう方向性で今後処分、それから賃貸し、いろんな部分があると思いますけれども、どういうふうにお考えですか。総務部長(友永哲男君) お答えいたします。

公有財産の管理につきましては、地方財政法の第8条にございまして、公有財産を常に 良好な状態に置いて管理するとともに、その所有の目的に応じて最も効果的に運営すると いうふうに定められております。そういう中で、平成17年2月に市有財産の活用推進計画策定の指針というものが出されております。その中で、小さな500平米以下のものにつきましては、いろいろ活用がございません。そういうことがございましたら、売却それから賃貸というふうに今は実施をいたしております。それ以外の土地につきましては、まず不動産市場の動向、こういうのも必要ではないかというふうに思っております。そういう中で市として方針を決めまして、この活用等がございましたらそのように活用していく。なければ、またそれなりのことで皆さん、また議会と御相談していくというふうに今は方針として定めております。

19番(堀本博行君) 私なんかもいろんな不動産屋の知り合いがいらっしゃるのですけれども、いろんな形で、「あの土地はどういうふうな方向で処分されるのですか」とか、いろんなことを聞かれるのですね。そういったときに具体的な、例えば温泉プール跡地とか新日鉄の跡地とかいうふうなところ、特に私の住んでいる地域なのですけれども、よく聞かれたときに、「役所に聞いておくわ」というような話をするのですけれども、具体的にそういう引き合いがあったときはどういうふうな検討をされているのですか、役所の中で。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

引き合いがあったときにどういった対応ということでございますが、私ども、個々の物件によりまして業者さんなり、また市民の方からの問い合わせ等がございます。そういった中でまず第1点につきましては、売却できる土地かどうか、また瑕疵がある土地であるかどうか、そういった部分を内部で検討しながら、また売買する上ではやはり境界立ち会い、諸事務がございます。そういった部分ですぐ売却できるもの、またすぐ売却できないもの、そういったものも区別しながら、また引き合いに来られた方と一回十分、現在相談している状況でございます。特に電話での問い合わせ等については、なかなか回答するものが難しい部分がありますが、やはり直接来ていただいてその図面等を見ながら、どういった問題があるかというのを内部で協議して、売却できるものについては積極的に売却をしている状況でございます。

19番(堀本博行君) はい、わかりました。財政の厳しい時期ですから、遊ばせておくのはもったいないので、ぜひそういう方向性で進めていただきたいと思います。

それから、先ほど15番議員からイノシシのお話がございました。私はイノシシではな くて猿。猿が……、別に猿渡さん、あなたのことを言っているのではないよ。(笑声)今、 離れ猿、前回も……(発言する者あり)、いやいや、あなた方がここでざわつくからよ。 静かにして。今、冬の時期になると特に山の中の方に食べ物がなくなるのかどうかわかり ませんが、二、三日前に私のところに電話があって、「堀本さん、ちょっと来てくれん か」といって、朝見の2丁目のところに行ったのです。そうしたら、自分のところの庭の そこに猿が来ておる、猿がおっちょるんです。そこに小さい女の子が、3人子どもがおる のだけれども、怖がって、その次の日も私はずっと朝見川の浄水場とかあの辺を歩いて見 ておったら、おるんです。五、六頭、「五、六匹」というか「頭」というかわかりません が、集団で至るところにおるんですね。私は朝見の浄水場からずうっと浜脇町の方にずっ と歩いていった。ガードレールがあるんだけれども、ガードレールのそこにおるんです。 そしてぱっと目と目が合って、目と目を合わせたら何かやられるというから、ぱっと目を そらしたのだけれども、やっぱり怖いのです。(「向こうの方が怖がっておる」と呼ぶ者 あり)それは失礼しました。それくらいやっぱり猿は怖いです。要するに木の上に、私も 写メで動画でずっと撮ったんだけれども、木の上できゃっきゃっ、きゃっきゃっ騒いでい るというか、かなりやっぱりおりてきておるのだなというふうに思いました。特に浜脇の 上の方の赤松、鳥越、それから山家、この辺は五、六年前からやられていますけれども、

だんだん、もう首藤先生のところの裏まで来ておるというけれども、それくらい朝見から 南立石の住宅街を、「はなみずき」という住宅街があるのですけれども、あの辺まで行っ ているのですね。だからこの猿の、先ほど課長の方から猿の対策の話がちょっと出ました けれども、説明していただけますか。

農林水産課長(梅木 武君) 今お話のありました猿につきましては、もう私どもは大変頭を痛めております。通常猿が出ますと、田の口以遠、田の口以遠といいますか、田の口よりも高崎山方向につきましては、地元の方が直接高崎山観光公社に連絡して対応する。それよりも違う場所につきましては、住民の方から一回市の方に連絡いただいて、私どもが今度大分市の観光課に連絡して、大分市の観光課から高崎山に連絡するという形になっていますけれども、来るのに時間がかかりますので、一報をいただいたときは土・日も関係なくうちの職員が花火を持ってあの辺に行っています。ちなみに、ことしの1月については朝見1丁目と2丁目から連絡をいただきまして、8回出かけておりまして、2月に入りましても朝見1丁目、2丁目で8回出動しております。そして朝見の付近に箱わなを、年が明けて話があって3基設置しまして、数日前に1基捕れたと。ただ、この猿というのは学習能力があるのかどうかわかりませんけれども、賢いから一遍になかなか捕れるという、何か非常に難しい状況にあるというのが現状でございます。

19番(堀本博行君) 非常に厳しい。猿をつかまえたからといってどうするのかということもあるのですけれども、市民の皆さん方に害のないように対策をしていただきたいと思いますし、先ほどお話がありました、例えば野菜をやられたりとかいろんな畑を荒らされるという害が非常にふえています。これのいわゆる賠償についても、大分市から認定をしてもらわないともらえないという非常に厳しいハードルがあるようでありますので、その点も含めて今どうこうというふうなことではございませんけれども、私もいろいろ考える中で別府の例えば上の方で「第2の高崎山」でえづけでもして、あそこに集めたらどうかみたいな、そんな考えまで飛躍をして考えておりますけれども、ぜひ市民の皆さん方に損害と被害のないように対策を講じていただきたい、このことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

26番(泉 武弘君) せっかく提案があっていますから、何点かお尋ねをしたいと思います。

観光宣伝費の中で観光客誘致受け入れに要する経費の減額が計上されていますけれども、 この減額をなぜしなければいけなかったのか。そして、この観光客誘致受け入れに対する 今年度の事業実績はどのようなものがあったのか。まず、御報告を願いたいと思います。

ONSENツーリズム局長(三ヶ尻栄志君) お答えいたします。

昨年12月に「水サミット」の関係がありまして、どうしてもスケジュール的に職員を とられましたので実行できなかったということでございます。

26番(泉 武弘君) 実はこの誘致に大変関連があるわけですが、このような新聞記事が出て、大変僕は憂慮しているわけなのです。「大韓航空が夏期運休検討 大分ソウル線」、こういうのが出ています。今の実数を見ていきますと、外国人観光客が18年度末で22万6,000人お見えになっている中で、韓国から17万9,150人というお客さんが見えているわけですが、もしこの大韓航空が一時的にせよ運休という事態になれば、当市における外国人集客に大変大きな影響が出るのではないかということを危惧いたしておりますけれども、この件はどのようになっているのか、具体的に説明を求めます。

観光経済部長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

大韓航空の大分・ソウル、仁川空港の便でございます。これまで夏期については週2便、それから冬期が3便ということでありました。そういうことの中から、大韓航空の方は各航空機の乗り入れについて自由化されたということ、それから石油の高騰で夏の便が廃止

になるという話を県の方から私どもはいただきました。

今、議員さんから言われましたように、韓国からの観光客につきましては、18年度におきましては24万5,000人の宿泊客があるという中で、別府市としても大変観光に影響するということから、県とも協議をさせていただきました。県の方もぜひ存続ということで、結果的には夏期というのが大体4月から11月の7カ月間、それから冬期というのが5カ月間ということで、県の資料によりますと、過去3年間が、昨年が大体2万9,000人、それからその前年が2万4,000人、その前が2万2,000人程度だったと思います。そういうことで最終的には冬期、夏期含めて週3便ということになったというふうに聞いておりまして、大変安心をしております。

26番(泉 武弘君) 本来、市長、提案理由の中でこういう問題はすべて、やはり広く関係する観光関連業者にお伝えするというのも、一つの市長の方針の中で示されるべきではないか、こういう気がしています。

この前、観光経済部長にお尋ねしましたら、長崎と別府市というのは全く違った環境にあるようですね。長崎の場合は台湾からの観光客が多い。それで別府市は韓国からの観光客が多いという違った、全く正反対の現象を醸し出しているようですが、やはり長崎と提携することによって、相互に乗り入れができるのではないかということを期待いたしておりますし、今、市の方でもその問題に取り組んでいるようですから、この問題は大いに期待をいたしたい。

それで、この運休については、ある程度見通しが立ったという御報告をいただきました。 大変な御努力だったと思いますけれども、この機会に感謝を申し上げたいと思います。

この3月補正は計数整理的なものの要素が大変強いわけですが、今、観光について大変 いい気持ちにならせていただきました。いい気持ちになったところで、いい質問をさせて いただきます。

甲子園に明豊高校が出るようになりました。この明豊高校の甲子園出場に対しては、私 も心から喜んでおりますと同時に、今回は大変期待できるなという思いも実は抱いていま す。

さてさて、その中で若干気になることがあるのですが、簡潔に御答弁ください。明豊高校からの補助金の申請書は出ていますか、出ていませんか。

スポーツ振興課長(平松純二君) 現時点では、正式にまだ出ておりません。

26番(泉 武弘君) 補助金の申請がないものに予算を組んでいる。補助金交付申請書の第5条では、補助金の交付を受けようとするものは、事業計画を提出しなければいけない。事業計画に基づいて市長はその諾否を決定して交付申請者に報告しなければいけない、こうなっているわけですね。申請書が出てないのにもかかわらず、800万の予算が計上されている。これは予算編成上、こういうことができるのかどうか、政策推進課、御答弁ください。

政策推進課長(徳部正憲君) お答えいたします。

予算計上におきましては、補助金申請書に基づいて中身を精査し計上すべきものでございます。

26番(泉 武弘君) これは議員の皆さんも特に注目していただきたいのですが、私どもは、この補助金交付について賛否を実は問われるわけなのです。ところが、この補助金交付申請書の補助金交付規則を見ますと、このようになっています。交付の申請、これは第4条に明記されていますが、「補助金等の交付の申請をしようとするものは、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない」。一つには事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類、これが交付の申請に必要な書類です。そして第5条では、「これに基づいて、市長は補助金等の交付の申請があった

ときは、当該申請に係る書類の審査、その他必要に応じた調査を行った後、適当であると 認めたときは交付の決定をするものとする」、こうなっています。

書類も出てない。書類が出てない補助金の予算化が図られた。これはまさに信ずるに値しない、予算そのものを信ずるに値しない、こう申し上げてもいいと思うのですけれども、この予算決定の最終権者は市長にあるわけですけれども、市長は、この補助金についてどのような調査をし、どのような書類を見られて補助金の決定をしたのか、これを市長みずから御答弁ください。

市長(浜田 博君) 私は、交付要綱に基づいて金額を上程いたしました。

26番(泉 武弘君) 市長、交付要網に基づいたというのは当然なのです。交付要網に基づいても書類が出てないのですね。書類が出てないものを、市長が書類を精査し調査をし、交付決定をしたといっても、そこに実態のないものを調査も整理もできないでしょう。申請書類がないものに対して、今回予算を計上した。これは、明らかに違法ではないのですか。法に抵触するのではないか、予算編成上の。どうなのですか。まだ本格的に審議に入っていません。予算の計上の仕方そのものを私は今、問題提起をしているわけですが、こういう予算を議会に提案するということが本当にできるのですか。どなたか、明確に答弁してください。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

甲子園の高等学校の全国大会の補助金につきましては、これまでも議会の中でいろいろ 御論議をいただく中で、一つの交付要網というものを制定をいたしております。したがいまして、この交付要網に基づきまして今回は予算を計上させていただいておりますけれども、当然これは明豊高校の方から申請があれば、この交付に基づいて予算の執行をするという形でございます。したがいまして、今回はあくまでも交付要網に基づきましてこの予算計上をさせていただいたというような状況です。

26番(泉 武弘君) 交付要綱をつくっていますね。私も自分で問題提起をして、初めて交付要綱を拝見しました。しかし副市長、今御答弁のことは、いささかいただけないのではないか。交付要綱に基づいて申請があれば交付するということで予算を計上した、こう言われたのですね。しかし、それができるのですかと私はお聞きしている。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

他の補助金等につきましても、正式に要するに補助金申請があるのは、予算を認めたものについて、またそのときどきによって申請があるものでございます。当然、そういうものを見越した中での予算計上というのが認められると私は思っております。

26番(泉 武弘君) ということは、副市長が今答弁されたのは、補助金交付規則の第4条も第5条も、先に予算をつけて後出し交付申請で決定できるということを回答しているわけだ。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

あくまでもこの予算というものは、想定されるものを前もって計上するような形でございます。したがいまして、他の補助金等につきましても、最初から補助申請があるものではございません。その当該年度中に、そういうことが想定されるものについて予算を計上して、申請に基づいて予算の執行をしているというような状況でございます。

26番(泉 武弘君) 私も26年議員に議席をいただいて、初めてそういう見解を知りました。補助金が見込めるものについては先に予算を計上する、そして後で補助金交付申請等が出てくる。そういうことは、補助金の交付の中であり得るということを言われているわけですね。では、この交付規則の4条、5条との整合性はどう考えたらいいのですか

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

先ほどから答弁させていただいておりますように、今回のこの交付につきましては、補助金交付要綱に基づきまして、当然申請があった場合に執行するというような考え方の中で予算を計上させていただいておりますし、他の補助金等につきましても、当初予算等に計上させていただいているものについては、すでに当該団体等からの申請があっているものが今ございません。したがいまして、そういった形で具体的に、補助金の執行に当たっては、当然交付申請書に基づいて執行しているという話です。

26番(泉 武弘君) では、800万の補助金の額の決定はどうされたんですか。何を根拠に、800万というふうにしたのですか。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

これにつきましては、甲子園の出場について過去いろいろな問題点もございました。そういった観点から、一つの交付要網をつくった中でこの補助金の額を決定しようということで決められております。したがいまして、この額につきましては3回戦以上いきましたら一応800万。ただ出場当初については500万という一応要網を定めておりますので、これに基づいて予算を計上させていただいているというのが実態でございます。

26番(泉 武弘君) 一言、言葉は適切ではないかもしれませんが、「ふざけるな」と言いたい。こんな予算編成をして、後出し理由をつけるようなことをしなさんな。先に予算化して、後で補助金申請があれば、それが妥当性があるなんていうそういう理論がどこにありますか。

それでは、かつて市長専決処分で、この補助金決定したことがあるではないですか。予算というのは、どういうふうに地方自治法で定められていますか。予算の編成においては、いろいろな資料を精査して、より確実に予算を計上しなければいけないとあるのでしょうが。それに加えて、補助金交付規則というのがあるのでしょう。あなたが言ったのは、詭弁にしかすぎない。そういうことがまかり通ると、あなたは思っているのですか。今言うような言い方したら、別府市に対して後で補助金を申請するから予算だけ先に市長さん、認めて出しておいてくださいよ、こういうことがまかり通るではないですか。そんな詭弁を弄してはいかん。

もうちょっと、ではお聞かせください。あなたは、「いろいろ内部で検討した結果」と言われました。それでは、ちょっと教えていただけますか。まず交付金申請が出てない段階ですから、実質的に議論に入れないんです。ここにいただいた資料からいきますと、86回全国高校野球選手権大会に明豊高校が出場いたしております。このときの収入が7,000万です。別府市の補助金が、1,000万入っています。そして、これについて支出した額が、7,090万に対して2,516万ですね、残額が4,500万あるわけです、4,500万。そして、4,500万円を基金に繰り入れています。

副市長が答弁していただいて、僕は大変うれしいと思うのです。これは事務方ではちょっと無理だと思いますから、あなたにあえてお尋ねします。決算については、補助金交付申請書で決算書も出さなければいけないとあっているのですが、この基金に繰り入れた4,500万は、補助金を支出した側として了解をしたのかどうか、これが1点です。

それで、了解したとするならば、補助金交付申請書の11条1項で「補助金は使用目的外に使用してはならない」ということになっていますが、これとの整合性はどうなるのか、これが2点目。副市長、いいですか、今の2点目。

それからもう一つ。あなたは3回戦以降800万、3回戦まで500万と言われましたね。これを教えてくれませんか、僕はわからないのだから。いいですか、市長もよく聞いてくださいね。今までの例を、86回大会を見てみますと、明豊高校が集めたのは学校法人別府大学が1,000万出しています。それから学校関係団体が1,191万出しています。企業が3,100万出しました。一般寄付が580万です。別府市補助金1,00

0万です。それで高野連から127万出ています。

ここに市長、いろいろなところからこういう寄附金が集まりますね。1回戦で負ける場合もあれば2回戦にいく場合もあれば3回戦にいく場合もあれば4回戦で負ける場合もある。それでは、そのときに補助をした側と補助を受けた側との間で、1回戦に要した費用を、この寄附をしてくれた人たちの中が4団体、大きく分けてあったでしょう、そのときにどこから優先的に使っていくのですか。この四つあった、どこから使うのですか。補助交付のときに、そういう整理ができているのですかどうか。ですから、今の4点御答弁ください。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

確かに1,000万交付しており、なおかつ1回戦で破れたときがございました。そういったことを踏まえた中で、その交付のあり方について、このままでいいのかどうなのかということを含めた中で検討し、今の交付要網ができたわけでございます。

また、その補助金について実際、先ほど言われました四つの主な団体から出ている交付金につきまして、差額が出た場合の問題でございますけれども、基本的には我々としましては、本来補助金については清算をする必要があるとは思っておりますけれども、今回のこの補助金につきましては、我々といたしましては実際的に相手方とお話しする中で、公費の方を優先的に先に使ったというような考え方の中で、その当時はそういたしましたけれども、それではなかなか市民の理解が得られないということで、今回改めてこの交付要網が制定されたものというふうに私は理解をいたしております。

公費については、これは私どもがどうこうするというよりも、それは高校側の方で設置したものでございまして、それが当市の支出した補助金がいっているかどうかということについては、我々は優先的に公費の方を使っていったということで、この公費については、そちらの方にいってないというふうに理解しています。

26番(泉 武弘君) 副市長、それはこういうふうに理解していいのですか。7,090万集めた中で別府市の補助金を優先的に使った、だから残りの基金の中には、別府市の補助金は入ってないというふうに理解をしていいのですか。これが1点。

それから、あなたは別府市のを優先的に使ったと言われましたけれども、今言った寄附をされた方々の中で、例えば一般寄附、学校からの出場補助金、それから公費補助、それから高野連の補助、この四つがある中で3対3対3対1というような形で決めていれば、今言うのはわかりますよ。しかし決まってないのでしょう。今回も、まだ決まってないのでしょう。スポーツ振興課に問い合わせしましたら、これについても、「寄附金の使用に対する優先劣後のことはまだ整理できてない」という答弁をいただいている。これが現状ではないのですか。答弁してください。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

先ほどからお答えをいたしておりますように、1,000万円支出した中で、本来ならば差額が出ているのではないかといういろんな議論があった中で、やはりそれではいけないのではないかということで、この交付要網が定められております。したがいまして、この交付要網に基づきまして、今回予算も計上させていただいておりますし、実際的にその差額についての返還については、我々も請求する予定はございません。

26番(泉 武弘君) 答弁をしっかりしてください。いいですか。四千数百万円を基金にしたわけですね、明豊高校が。別府市の1,000万を優先的に使った、こう言っている。優先的に使ったということを、どうしてあなた方は証明できるのですか。それで今回の補助金についても、今大きく分けて四つあると言いましたね。この補助金、寄附金の使用の優先劣後がまだ決まってない。それでは、今回500万、仮に補助金を先に出した。どれから食っていくのですか。どれから支出をしようとしているのですか。まだ中身に入

れないのですよ、予算として上げているものが理解できないから。補助金というのは、当然私が今言ったような問題がクリアできてから、実はこういう支出基準ですよ。1番、学校からの大会出場の金、さらに次は父母それからOB、こういうものが次に優先されるのですよ――ごめんなさい。一番最初に優先されるのは高野連からの支出金ですね、それで次に寄附。それで、3番目に別府市の補助金ではないのですか、通常考えたときに。それが均等ということであれば、最初に補助をする側、される側の間でそういう協定書がなければいけないのではないのですか。そして残額が出た場合には別府市に返還するのですよという、こういう取り決めがなければ、予算というのは計上できないのではないのですか。どうなのですか。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

私の説明がちょっと不足している部分があると思いますけれども、先ほどからお話ししていますように、1,000万円出したときの問題点が大きくクローズアップされました。したがいまして、そのときに本来ならば清算をすべきではないかという議論もされた中で、やはりこの補助金の額の決定については、明確な補助金交付要綱を定めた中で支出すべきであるという判断の中で、現在の補助金交付要綱が定められております。

したがいまして、我々といたしましては、今回予算を計上いたしましたのは、当該団体からの申請というよりも、まずもって予算を計上していかなければ、そのものについて要するに予算の執行ができない。まして議会の開会中でもございますので、そういった観点を考えた中で今回計上させていただいております。

確かに議員御指摘のように、今度の交付につきましても、そういった問題点も整理する 部分も多々あるというふうにも思っておりますので、また補助を出す段階でそういったこ とを含めた中で相手方にお話もさせていただきたいというふうに思っております。

26番(泉 武弘君) あなたが先ほどからこの「補助金の交付要綱」と盛んに言っているのですね。これはなぜそういうことが起きたかといいますと、おやめになった村田議員と私とが、甲子園出場に補助金を出すことについて、他のスポーツ団体との関係、文化団体との関係をやはり整理すべきではないだろうかという問題提起をして、これを受けて補助金交付要綱ができたわけです。

この補助金交付要綱の中でも、今私が申し上げたように補助金額の中から支出すべき優先劣後の関係は整理されてないのですよ。そして、これね、私も見てびっくりしたのですが、補助金交付要綱を見ていますと、「監督等のユニフォーム代 1 人 2 着までとする」の購入費の補助とか、こんなのが税金で出せるのかな、こういう気がしてならないのです。

きょう質問するのは、本当に僕は逡巡したのです。せっかく明豊の皆さん方が一生懸命努力されて、今もう行っているのですね。それで練習している。こういう中で、こんな予算計上して、この大会に水を差すのではないか、大会出場を水を差すのではないかという危惧の念は、実は持ったのです。しかし、今回の問題は行政側の過ちなのです。このことだけ市長、強く指摘をしておきたい。やはり予算を計上する際には、そこに予算を計上すべき客観的なデータとか、こういうものが必要なのです。今回、補助金申請書も出てない段階で予算化してしまった。そして市長は言を左右して、その妥当性を主張しましたけれども、これは無理がある。そんなことを許していたら、今後、予算編成という自治法で定められた骨子が壊れてしまう、こういう危惧の念を持っていますけれども、今の質疑を…(発言する者あり)ちょっと待ってください、今の質疑を市長はお聞きになって、市長が率直にどういう感じを行政執行者としてお持ちになったか、御答弁ください。

市長(浜田 博君) 御指摘を、本当に温かく受けとめます。全く私は申請書が出ているものと思っておりましたから、予算計上も交付要綱に従って計上させていただいたと答弁をさせていただいたのですが、予算執行という段階では交付要綱どおり500万、そし

て3回戦で300万。これは私は優先順位とかいろんな問題よりも、観光立市である観光振興という中では500万ということで、私は交付要綱が策定されているというふうに思っていますから、あと優先順位の問題とか過去の1,000万の問題とか……(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)そういった問題について……

議長(山本一成君) ちょっと市長、待って。市長、待って。(「休憩して」と呼ぶ者あり)議事進行。

市長(浜田 博君) 考えますと……。

議長(山本一成君) ちょっと待って。暫時休憩いたします。議事進行の発言がありましたので、議員は自席にてそのまま待機してください。市長、ちょっと待って。議事進行の発言が優先だから。

午前11時04分 休憩 午前11時14分 再開

議長(山本一成君) 再開いたします。

今、市長答弁の中で不適切と思われる部分がありましたので、議事進行の発言がありま した。執行部と協議いたしましたので、市長から再答弁を求めます。

市長(浜田 博君) ただいまの私の発言の中で、一部不適当ととられる部分がありましたので、もう一度答弁をさせていただきます。

今回提案をいたしましたのは、選抜が決まりまして、高校からもいち早く報告をいただきました。交付要綱に基づきまして予算化をさせていただきましたが、議員御指摘の点につきましては、予算の執行段階で厳正に対処いたしたいと思います。

26番(泉 武弘君) もう1点確認しておきたい点があります。明豊がかつて行かれたときに基金に四千数百万円を振り込んでいますが、これは補助金を交付した団体・別府市として、この基金に振り込むことに同意を与えたのかどうか、御答弁ください。

副市長(林 愼一君) お答えいたします。

これにつきましては、私どもに御相談もありませんので、同意を与えたということでは ございません。ただ、今後補助金の交付に基づきまして、この費用がどう使われたかとい う清算については明確に求めてまいりたいというふうに思っております。

26番(泉 武弘君) 市長、これは私からの提言ですが、私は今回の予算編成、予算計上のあり方については、自治法そのものに抵触すると同時に補助金交付申請書4条、5条にも抵触すると思うのですよ。やはり一たん減額修正をして、申請者側と協議が整った後に今議会に提案される方が、私は妥当性や整合性が生まれると思うのです。もしこのまま強行に予算は予算として計上する、執行段階でと今、市長は答弁されましたけれども、それは明らかにそごがあるのですね。なぜかといいますと、予算を提案する根拠そのものがないわけです、今。甲子園に行った、これは根拠にならないのですよ、交付申請というものが出てから、これが根拠になるわけですから。これがないのですから、私は減額して今会期中にまた何らかの提案等をする方がいいのではないか、こういう気がしてならないのです。この点は十分熟慮していただきたいな、こう思わざるを得ません。

それから、副市長が先ほどから何度も答弁されました事柄の中に、こういうことがありましたね。「交付要綱に基づいて」ということを言われましたけれども、交付要綱の中でも整理できてないのが、なぜ甲子園だけが特別扱いをされるのかというのが、この項には出てこないのです。甲子園だけが、なぜそう特別扱いされるのか。ほかのスポーツに対するものは奨励金という形で実は市長、出ているのですね、奨励金という形で出ている。この交付要綱そのもので見ていっても、なぜ甲子園だけが特別扱いをされなければいけないかというのが、交付要綱でも明記されてないのです。やっぱり、ここの理論づけも必要になろうと思うのですね。ただそこで理論づけをする中で公益性、補助金は公益性がなけれ

ばいけませんので、公益性というものをどのように判断するのかということが極めて肝要なのです。ここらも、実は出てきてないのです。

さらに私が心配するのは、ほかの団体との整合性の問題です。甲子園だけは大幅に出ていますけれども、高校の部を見てみますと、西日本地域及び九州大会、全国大会に出場する場合の高校は、6名から9名でたった3万円なんです、10名以上5万円なんです。個人は5,000円なんです。なぜ、これだけに差があるのか。ここらもやっぱり市長、整理する必要があるのではないでしょうか。やはり、今までこういう問題を整理することなく、甲子園というみんなが賛意を示しやすい中で一つのエアポケット、ブラックゾーンとしてこういう問題が整理されないままに来たというのは、行政の問題なのです。行政がこういう問題を整理することなく来て今回こういう議論を生むというのは、やはり行政の怠慢である、このように指摘をされても仕方ないと思います。

先ほど市長は、こういう答弁をしたかったのだと思うのです。実は予算は計上したけれども、私は市政執行責任者として詳細には承知してなかった、遺憾なことだったということを答弁したかったのだと思うのですが、幸か不幸か25番、議運の委員長が議事進行でストップをかけました。大過なく過ぎた。もしその答弁をしていれば、予算そのものが瓦解をしてしまう、こういう危険性がある。

副市長がそこに2人いますけれども、やはりもうちょっと補佐すべきは力を尽くさなければ。松丸副市長、あなたは横を向いて対岸の火事みたいに考えているかもしれないけれども、同じことが今度は商業観光開発公社では逆理論としてあるのです。こういうことを厳しき指摘をして、予算の減額を一たんして再度出直すことを強く期待をして、質疑を終わります。

議長(山本一成君) ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会の付託区分は、お手元に「議案付託表」を配付しておりますので、これにより 審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3月1日から5日までの5日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、 次の本会議は3月6日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時21分 散会